

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第３７号第８条に基づいて、当事業者が 〇〇 〇〇 様に説明すべき重要事項は次の通りです。

１．事業者概要

事業者名称	株式会社NEXTAKE
事業所名称	こもれび薬局 旗の台店（東京都知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	東京都品川区旗の台５－８－４
指定番号	1340958850
代表者名	代表取締役 竹澤 文彦
電話番号	０３－６４２６－８８４８

２．事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、こもれび薬局旗の台店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく 質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業員の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	4名	● 常勤者（1名） 勤務時間－9：00～19：00（週40時間程度） ● 非常勤者（3名） 勤務時間－9：00～19：00（週8時間程度）
医療事務員	3名	● 常勤者（1名） 勤務時間－9：00～19：00（週40時間程度）

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：① 向山 朋秀（主担当）
：② 今倉 睦美
：③ 木村 智美
：④ 竹澤 文彦
責 任 者： 向山 朋秀（管理薬剤師）

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなど理由がある場合、当事業者グループ内の事業所及び薬剤師に変更することがあります。

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始を除きます。
休業日 日曜日・祝祭日
- ② 営業時間 月～金 9：00～13：30、14：30～19：00
土曜日 8：30～16：00

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時には、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

2024年度介護保険報酬改定により、以下の通り定められました。

※但し公費により患者負担が掛からない場合があります。

- ① 居宅療養管理指導サービス提供料として
- ・居宅療養管理指導費（単一建物居住者10人以上に行う場合）
342円／回（利用者の負担割合が1割の場合）
684円／回（利用者の負担割合が2割の場合）
1,026円／回（利用者の負担割合が3割の場合）
 - ・居宅療養管理指導費（単一建物居住者2人以上9人以下に行う場合）
379円／回（利用者の負担割合が1割の場合）
758円／回（利用者の負担割合が2割の場合）
1,137円／回（利用者の負担割合が3割の場合）
 - ・居宅療養管理指導費（単一建物居住者1人に行う場合）
518円／回（利用者の負担割合が1割の場合）
1,036円／回（利用者の負担割合が2割の場合）
1,554円／回（利用者の負担割合が3割の場合）

注1）居住建物の条件と訪問人数により、上記3つのいずれかの区分の料金となります。

注2）算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、ガン末期患者、中心静脈栄養を受けている患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
1回につき100円（1割負担）、200円（2割負担）、300円（3割負担）
※（①に加算）

③ 豪雪地帯等、法律で規定された地域の利用者に対してサービスの提供を行った場合、合計所定単位数に5～15%の加算。

③ オンライン服薬指導を行った場合（月1回に限定、麻薬の加算は算定不可）
1回につき46円（1割負担）、92円（2割負担）、138円（3割負担）

※（①に加算）

注1）上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2）上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9. 当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① （電話番号） 03-6426-8848

（担当者） 管理薬剤師 向山 朋秀

（受付時間） 月曜日～金曜日 9時00分から18時00分まで

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当薬剤師からも事情を確認します。
- ・ 担当者が必要と判断した場合には、管理薬剤師を含めて検討会議を行います。（検討会議を行わない場合も、必ず管理薬剤師まで処理結果を報告します）
- ・ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行います。
- ・ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

③ その他参考事項

- ・ 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心掛けます。（担当薬剤師に対する教育研修の実施）

10. 個人情報の使用について

① 個人情報の利用目的

- ・お薬の提供と、提供したお薬を有効かつ安全に使用していただくため
- ・保険調剤に関わる事務のため
- ・サプリメント、介護用品、一般用医薬品等のご相談や販売のため
- ・薬局サービスの維持・改善のため
- ・医療事故の防止・報告のため
- ・症例・学術研究、薬局実務実習のため

当事業所は以下のような場合に、必要に応じて、利用者のご家族や、医療機関等に個人情報の一部を提供することがあります。この他、法令に基づく場合などの国が定める例外事項、事前に本人の同意をいただいた場合をのぞき、いかなる場合も個人情報、またはその一部を他の第三者へ提供することは致しません。

- ・ 保険請求事務のため
- ・ ご家族の方等にお薬の説明をする場合
- ・ 医療機関等と連携及び照会に回答する場合
- ・ 看護師・居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者と連携する場合
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等において必要な場合

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、甲 1、甲 2 に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明致しました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地 東京都品川区旗の台 5-8-4

名 称 こもれば薬局 旗の台店

説明者

氏 名 竹澤 文彦 印

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲 1) 利用者 住 所

氏 名 印

(甲 2) 利用者家族 (代理人・後見人・保佐人・補助人)

住 所

氏 名 印